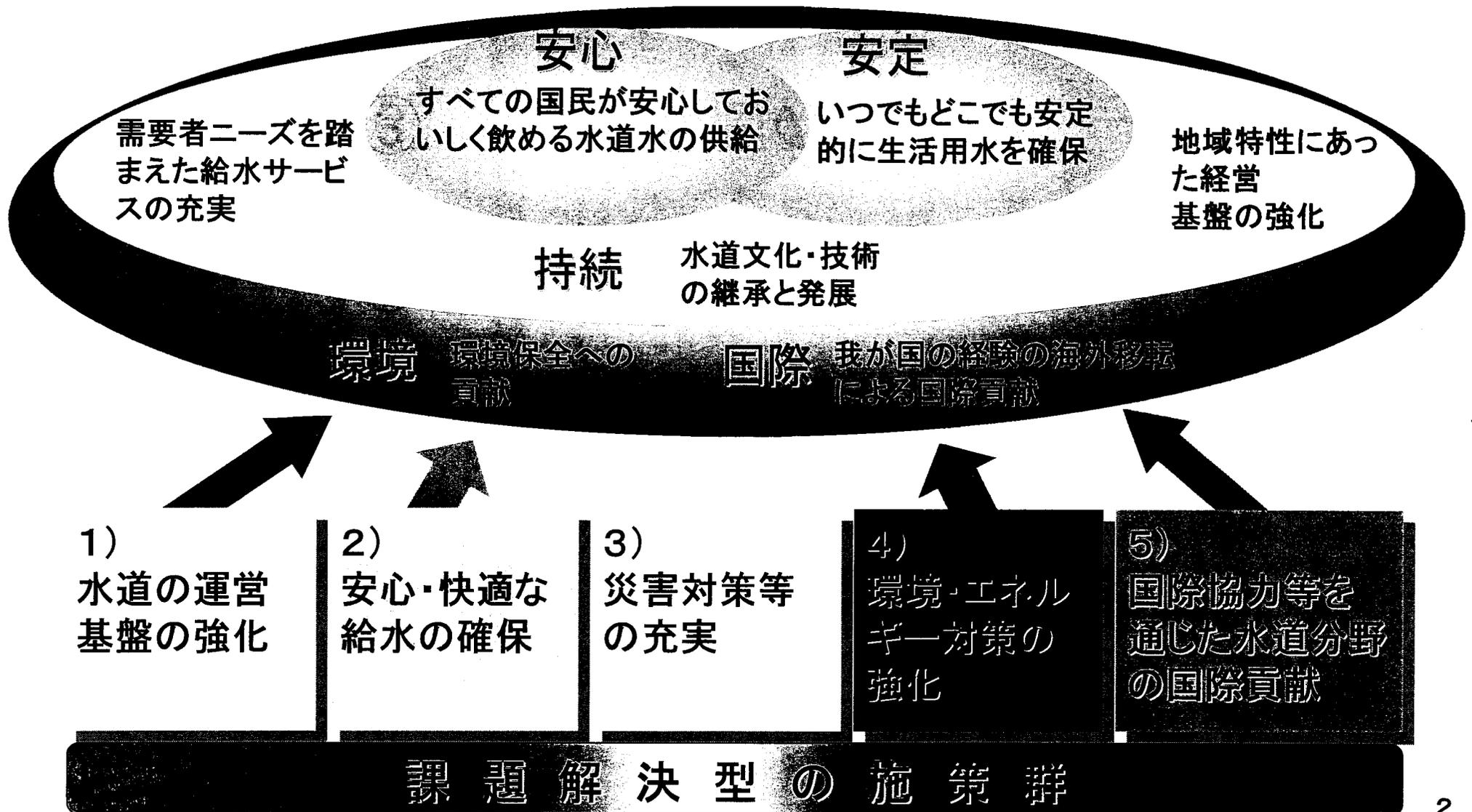


水道行政の最近の動向について

- ① 水道ビジョンの改訂等
- ② 地震災害対策の充実
- ③ 水安全計画の普及
- ④ 水道分野の国際貢献の推進

①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョンの長期的な政策目標



①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョンのレビュー

平成16年6月

水道ビジョンの策定公表

- ・関係者の共通目標の設定
- ・今後の政策課題の明確化
- ・具体的な施策、方策等の明示

平成17年10月

地域水道ビジョン策定の手引き

(水道ビジョンの実現に向け水道事業者等の取組を推進)

地域水道ビジョン
＜水道ビジョンをもとに、水道事業者自らが課題に対する施策目標を設定＞

- ①水道の運営基盤の強化
- ②安心・快適な給水の確保
- ③災害対策等の充実
- ④環境・エネルギー対策の強化
- ⑤国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

水道ビジョン策定から3年経過

平成19年度

水道ビジョンのレビュー

水道ビジョンフォローアップ検討会設置

地域水道ビジョンへの反映
水道関係者の共通認識

☆STEP3

☆STEP1

- ・水道及び水道事業を取り巻く状況の変化や新たな動き等の把握(統計資料、アンケート調査)
- ・3年経過時点における施策目標の進捗状況確認

☆STEP2

- ・目標達成度からの課題抽出
- ・施策・方策の追加・見直し
- ・施策目標の内容の明確化

平成20年7月

水道ビジョンの改訂

(基本的な施策の方向性は維持しつつ、検討会において、目標の達成に向け今後水道関係者が一体となって重点的に取り組むべきとされた項目を明示)

① 水道ビジョンの改訂等

水道ビジョンのレビュー結果

施策の進捗状況を確認

- ◇ 予定通りに実施が進み早期の達成が可能な施策もあり
- ◇ 一方、進捗が遅れている施策もあり



例) 施設の耐震化が極めて進んでいない状況

水道ビジョンレビューの基本方針

- ◇ 策定後3年、水道事業者の取組も途上
- ◇ 基本的な方向・数値目標を維持し、目標達成に向け最大限努力

水道ビジョンのより一層の推進

- ◇ 施策方策の追加見直し、目標内容の明確化
- ◇ 今後重点的に取り組むべき項目を明示追加

①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョン改訂の概要

水道ビジョン改訂版の目次構成

水道ビジョンの改訂について

・ビジョン改訂の背景・経緯等を概説

1. 水道ビジョンの目的

1,2章<時点修正>

・現行ビジョン策定以降の水道及び水道事業を取り巻く状況の変化・新たな動き等を踏まえ、記述内容を時点修正(最新データの反映含む)
・諸課題をもたらす要因等の加筆

2. 水道の現況と将来の見通し

3. 目指すべき方向性

3,4章<原則変更なし>

(方向性・長期目標に関する記述)

4. 長期的な政策目標

5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進

5,6章<時点修正>

・2章の追記内容等を踏まえた修正
・7章の重点取組項目のベースとなる取組方向性等を追記
・施策目標の内容の明確化

6. 各種方策の連携による目標の早期達成

7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目

8. 関係者の参加による目標の達成

8章<地域水道ビジョンの追加>

・水道事業者等の積極的な取組による本ビジョンの達成に向け「地域水道ビジョン」の策定を推奨
・広域的観点から流域単位や都道府県単位などでの作成も推奨

9. フォローアップ

9章<時点修正>

・次回レビューは、中長期的な対応に向け進捗の公表しつつ、本ビジョン改訂後3年目を目処に実施

7章<5施策群レビュー結果・重点取組項目>

・フォローアップ検討会におけるレビューの結果を踏まえ、今後、水道関係者が一体となって重点的に取り組むべきとされた項目を明示

重点取組項目

水道の運営基盤の強化

- ・都道府県版地域水道ビジョン策定推奨など推進の枠組面からの広域化推進
- ・持続可能な運営基盤確保のための最適事業規模
- ・運営管理に係る民間部門導入に関する技術的・客観的評価
- ・第三者機関等による技術的観点等からの業務評価
- ・水道技術の継承、官官・官民等連携による技術者の育成・確保
- ・事業運営状況の適切な評価・指導等のための最適な事後監督手法
- ・中長期的視点に立った計画的・効率的な改築・更新、資金確保、情報提供

安心・快適な給水の確保

- ・水安全計画の普及定着 ・高度浄水処理の導入等の推進
- ・水道水源流域等関係者の連携強化
- ・貯水槽水道の情報提供、直結給水への切替促進
- ・飲用井戸等の把握、関係者の連携、水質検査結果の利用者への提供
- ・クロスコネクション防止 ・鉛製給水管布設替え促進
- ・産学官連携による技術開発、普及

災害対策等の充実

- ・耐震化計画の策定、実施に向けての取組推進 ・石綿管の早期布設替え
- ・耐震化達成状況が遅れている水道事業者等の速やかな実施
- ・耐震化の需要者への情報提供 ・水資源開発等計画促進、漏水対策充実
- ・水道事業者等間の連携などを含めた応急給水、復旧体制の整備
- ・危機管理マニュアル等などの危機管理体制の整備

環境・エネルギー対策の強化

- ・環境対策の各種取組の積極的・計画的実施
- ・取組事例等の分析、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報提供
- ・環境対策にも資する各種取組の推進 ・国民への積極的な情報提供

国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

- ・水道事業者と民間の連携による施設の維持管理
- ・相手の経済・社会状況に応じた水道事業育成支援
- ・アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置 ・業務指標の活用、世界標準への展開
- ・姉妹都市等自治体間の国際交流・協力

①水道ビジョンの改訂等

地域水道ビジョンの作成について

平成16年6月 水道ビジョン

世界のトップランナーを目指して
チャレンジし続ける水道

安心

安定

環境

持続

国際

長期的な政策目標

・事業の現状と将来見通しを分析・評価

・将来像の設定

・目標の設定

・実現方策の検討

地域水道ビジョン

「水道改革」の主役はそれぞれの事業者であるため、水道事業者等による地域ごとに具体的なビジョンづくりが望まれる

【地域水道ビジョンの判定要件】

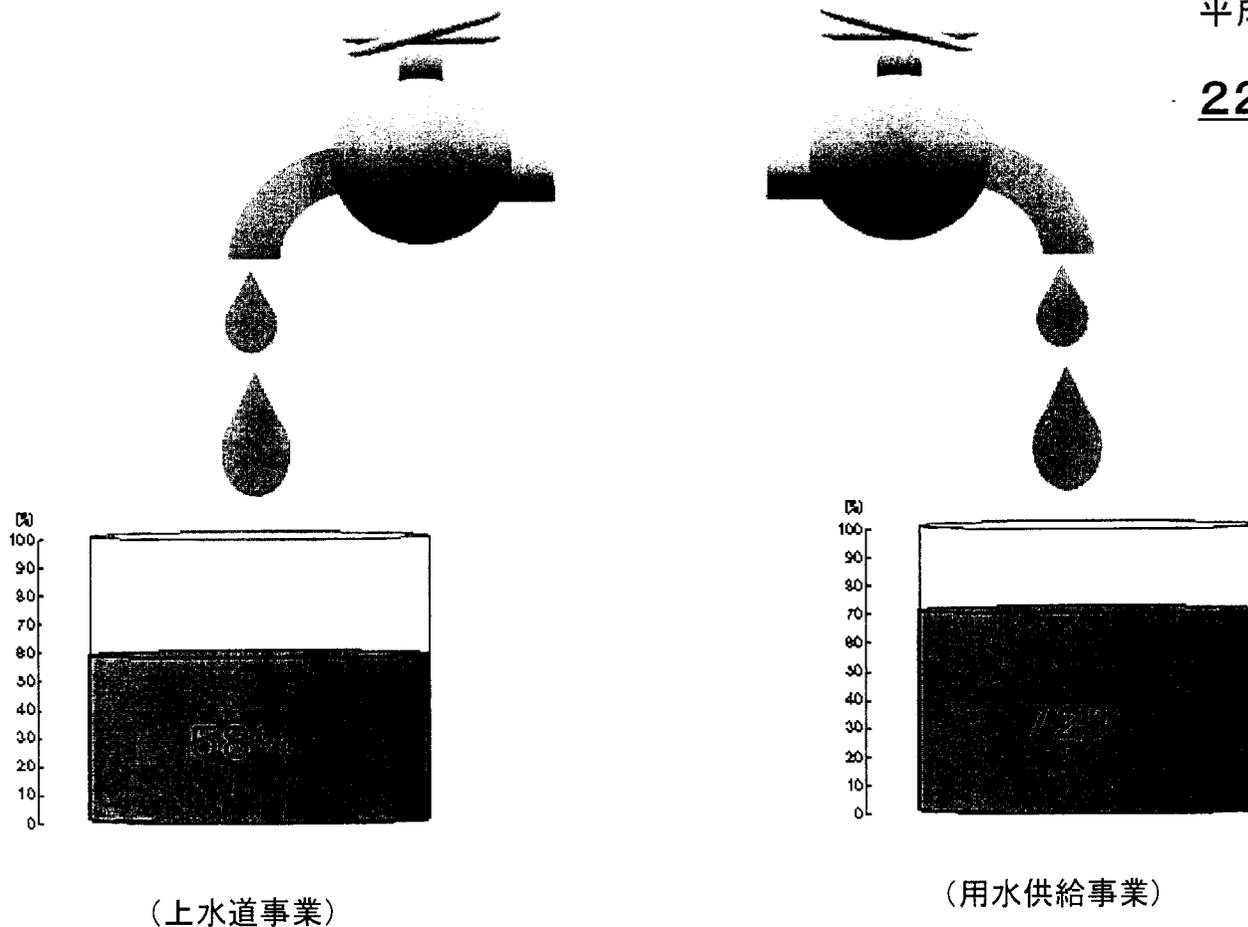
1. 将来像の実現に向けた方策を記述しているか
2. 公表しているか
3. 事業の現状及び将来見通しを評価しているか
4. 目指す水道の将来像を示しているか

①水道ビジョンの改訂等

地域水道ビジョンの作成状況

平成20年12月1日現在

225プラン策定済



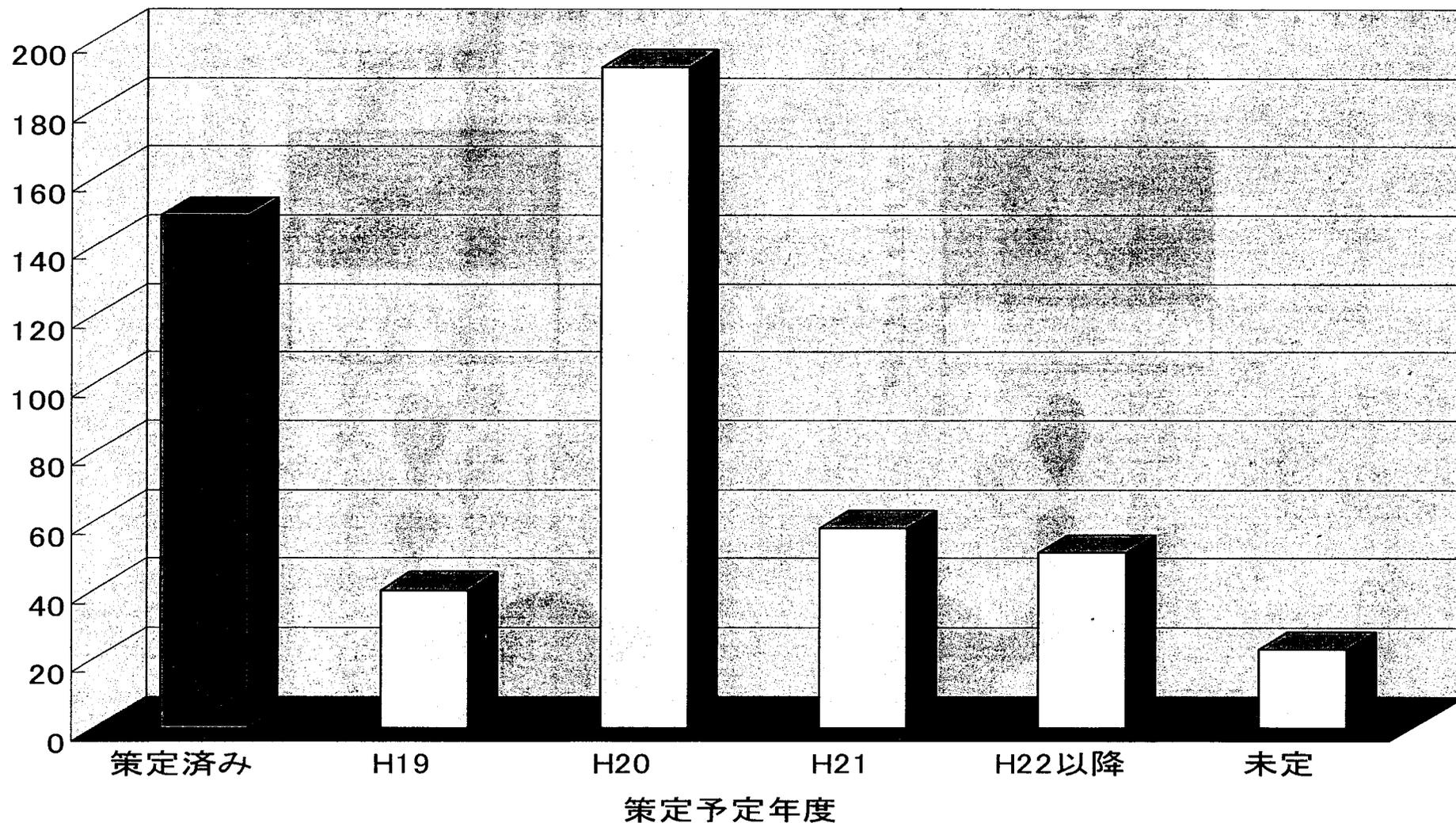
(上水道事業)

(用水供給事業)

地域水道ビジョン策定済みの上水道事業の給水人口の合計は6,904万人、全国の上水道事業の合計の58%、同様に水道用水供給事業における1日最大給水量の合計は1,037万m³/日、全国の水道用水供給事業の合計の72%となっています。(給水人口、給水量は平成18年度末の統計を使用) 都道府県水道行政主管部(局)により2プランが策定されています。(福島県、秋田県)

①水道ビジョンの改訂等

地域水道ビジョン策定及び予定状況



厚生労働大臣認可の事業者を対象に平成19年度に行ったアンケートの結果

②地震災害対策の充実

○最近の地震と水道の被害状況

地震名	発生日	最大震度	地震の規模(M)	断水戸数	最大断水日数
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 130,000戸	約1ヶ月 (道路復旧等に時間を要した地域を除く)
能登半島地震	平成19年 3月25日	6強	6.9 (暫定値)	約 13,000戸	13日
新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6強	6.8 (暫定値)	約 59,000戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	6強	7.2 (暫定値)	約 5,500戸	18日 (全戸避難地区を除く)
岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6弱	6.8 (暫定値)	約 1,400戸	12日 (全戸避難地区を除く)

○水道施設の耐震化の状況

水道ビジョンにおいて基幹管路や基幹施設(浄水場、配水池等)の耐震化率を100%にするとの目標を掲げているが、現状は低い水準にとどまる。

〔平成18年度末現在の耐震化率〕

基幹管路:12%(延長比) 浄水場:13%(施設能力比) 配水池:23%(容量比) 9

②地震災害対策の充実

水道施設の耐震性能基準の明確化

水道施設の技術的基準を定める省令の改正（平成20年3月28日公布、10月1日施行）

水道施設の重要度に応じた耐震性能基準を明確化し、新たな施設の整備や老朽化施設の改築・更新に当たっての適切な耐震性の確保を推進。

水道施設の重要度による分類

重要な水道施設	<ul style="list-style-type: none">・ 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設・ 配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの・ 配水施設のうち、配水本管及びこれに接続するポンプ場、配水池等、並びに配水本管を有さない水道における最大の容量の配水池等
それ以外の施設	<ul style="list-style-type: none">・ 上記以外の施設

水道施設の重要度と備えるべき耐震性能

	対レベル1地震動	対レベル2地震動
重要な水道施設	健全な機能を損なわないこと	生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと
それ以外の施設	生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと	

レベル1地震動：施設の供用期間中に発生する可能性（確率）が高い地震動

レベル2地震動：過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さを有する地震動

既存施設への適用：既存施設についても、時を移さず新基準に適合させることが望ましいが、大規模な改造のときまでは新基準の適用を猶予。

②地震災害対策の充実

水道施設の耐震化の計画的実施

平成20年4月8日付けで厚生労働省健康局水道課長通知を发出。
水道ビジョン改訂版においても同趣旨の重点取組項目が位置づけ。

(1)現に設置されている水道施設の耐震化

- 速やかに耐震診断等を行い耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進める。
- 重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に耐震化を実施。
【優先的耐震化を配慮すべき施設】
 - ・ 破損した場合に重大な二次被害を生ずる水道施設、影響範囲が大きい水道施設
 - ・ 耐震性能が特に低い石綿セメント管(遅くとも概ね10年以内に転換を完了。)
 - ・ 病院、避難拠点等の給水優先度が高い施設へ配水する管路
- 各水道で最も優先して耐震化すべき水道施設は、平成25年度を目途に完了できるように、耐震化計画の中で耐震化事業の実施計画を明らかにし、確実に実施。

(2)水道の利用者に対する情報の提供

- 水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化への取組みの状況などについて定期的に情報を提供する。